

< 1 >の裁判例

結果：**非侵害**

理由：原告ソフトの表示画面（＝画面1）については、その創作的表現を直接感得することができるような他者の表示画面は、原告ソフトの表示画面の創作的要素のほとんどすべてを共通に有し、新たな要素も付加されていないようなものに限られる。原告ソフトの複製ないし翻案として著作権侵害を認め得る他者の表示画面は、いわゆるデッドコピーないしそれに準ずるようなものに限られるというべきである。

⇒原告の著作物における創作性が低く、デッドコピー（＝全く同じもの）でないため、非侵害